



年金制度改革法が成立

～短時間労働者の適用拡大と基礎年金の底上げ方針を明記～

2025年6月、持続可能で公平な年金制度の実現を目指し、「年金制度改革法」が成立した。本改正は、パート・アルバイトなどの短時間労働者への厚生年金の適用拡大や、将来的な基礎年金の底上げ方針の明記など、多岐にわたる見直しを含んでいる。

背景には、いわゆる「年収106万円の壁」や企業規模要件により、短時間就労者が社会保険の対象から除外され、結果として老後の年金受給額が著しく低くなるという構造的課題が存在してきた。とりわけ、女性や若年層に多い非正規雇用労働者にとっては、老後の生活設計そのものに深刻な影響を及ぼしかねない状況であった。

今回の改正は、「就労の多様化に対応し、公平で包摂的な年金制度を構築する」ことを目的としている。労働組合としても、非正規・短時間労働者が適正に社会保障制度に包摂されるよう、現場の実態を踏まえた制度運用の監視と改善提案を積極的に行っていく必要がある。

【主な改正内容】

① 厚生年金の加入対象を拡大

- ・年収106万円以上の要件を3年以内に撤廃（段階的に施行）
- ・企業規模要件（従業員数51人以上）も2027年～2035年にかけて撤廃
- ・「週20時間以上」「2か月超の雇用見込み」などの他要件は維持

② 保険料負担の特例

- ・社会保険料のうち従業員分の一部を事業主が肩代わり可能とする制度を新設

③ 将来的な基礎年金の底上げ方針を付則に明記

- ・2029年の「財政検証」で給付水準が低下すると見込まれた場合、基礎年金の給付を引き上げることを明記
- ・最大で年間2兆円規模の国費投入が必要とされ、財源確保は今後の検討課題

④ その他の改正事項

- ・高齢者就労に伴う年金給付の調整（在職老齢年金制度）の見直し
- ・高所得の現役加入者に対する保険料の引き上げ（標準報酬月額の上限の段階的引き上げ）
- ・遺族厚生年金の男女間格差是正

今後の施行スケジュール

内容	実施時期
・年収要件撤廃（適用拡大）	今後3年以内に段階的実施
・企業規模要件の緩和・撤廃（適用拡大）	2027年10月～2035年10月までに段階的撤廃
・特例的保険料肩代わり制度	制度施行後から3年間（具体的時期は政令で定める）
・財政検証	2029年実施予定（底上げ判断の基準に）